

福岡県公報

平成28年7月8日
第3807号

目次

告示(第566号-第578号)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 8

公 告

- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (水産振興課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 9
- 落札者等の公示 (中小企業振興課) ……………10
- 落札者等の公示 (県民情報広報課) ……………10
- 落札者等の公示 (県民情報広報課) ……………11
- 競争入札参加者の資格等 (建築指導課) ……………11
- 一般競争入札の実施 (建築指導課) ……………12
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………12
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………13
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) ……………13
- 一般競争入札の実施 (企 画 課) ……………14

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………20
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………20
- 県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………20

監査委員

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) ……………21
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………22
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………28
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………30
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………34

告 示

福岡県告示第566号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成28年7月8日から平成28年7月29日までの間、福岡県環境部環境保全課及び豊前市生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 福岡市南区向野一丁目13番14号
名 称 九州高压コンクリート工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 中西 章夫

- 2 事業場の所在地及び名称
所在地 豊前市大字八屋2544-61
名 称 九州高压コンクリート工業株式会社豊前工場

- 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の54ハに掲げる施設（蒸気養生施設）		
能力	蒸気温度90℃保持		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	-	-

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	浮遊物質 (mg/L)	5	10
	窒素含有量 (mg/L)	-	-
	りん含有量 (mg/L)	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1	2
	汚水量 (m ³ /日)	2	3

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の54ハに掲げる施設（蒸気養生施設）
能力	蒸気温度90℃保持
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	-	-
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	浮遊物質 (mg/L)	5	10
	窒素含有量 (mg/L)	-	-
	りん含有量 (mg/L)	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1	2
汚水量 (m ³ /日)	2	3	

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の55に掲げる施設 (バッチャープラント)	
能力		混錬量0.5 m ³	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	10～12	10～12
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	-	-
	化学的酸素要求量(mg/L)	-	-
	浮遊物質質量(mg/L)	-	120,000
	窒素含有量(mg/L)	2.9	5
	りん含有量(mg/L)	0.1	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	650	1,000
	六価クロム化合物(mg/L)	0.65	0.89
	汚水量(m ³ /日)	1	2

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の55に掲げる施設 (バッチャープラント)	
能力		混錬量0.055m ³	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	10～12	10～12
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	-	-
	化学的酸素要求量(mg/L)	-	-
	浮遊物質質量(mg/L)	-	120,000
	窒素含有量(mg/L)	2.9	5
	りん含有量(mg/L)	0.1	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	650	1,000
	六価クロム化合物(mg/L)	0.65	0.89
汚水量(m ³ /日)	1	2	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類		総合排水処施設			
型式		凝集加圧浮上及び活性炭吸着濾過			
構造		一式			
主要寸法		18m×13m×3m			
能力		15m ³ /時間			
処理方式		中和、凝集加圧浮上分離、濾過			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続10時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	12～13	12～13	5.8～8.6	5.8～8.6

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg / L)	40	60	2.3	20
	化学的酸素要求量 (mg / L)	40	60	9.8	19.6
	浮遊物質 (mg / L)	50	60	4.8	9.6
	窒素含有量 (mg / L)	4.5	6.3	3.4	5.9
	りん含有量 (mg / L)	0.15	0.3	0.06	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / L)	3	4	ND	0.8
	六価クロム化合物 (mg / L)	0.49	0.89	ND	ND
	汚水量 (m ³ /日)	90.8	189.6	90.8	189.6

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口 No.8	
項目	通常	最大	
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg / L)	2.3	20
	化学的酸素要求量 (mg / L)	9.8	19.6
	浮遊物質 (mg / L)	4.8	9.6
	窒素含有量 (mg / L)	3.4	5.9
	りん含有量 (mg / L)	0.06	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / L)	ND	0.8
	六価クロム化合物 (mg / L)	ND	ND
	排出水量 (m ³ /日)	90.8	189.6

福岡県告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字網立400の12、415・416・420（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字大網立413・414（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字網立415、416、420、400の12（次の図に示す部分に限る。）、字大網立413、414

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字新手681の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新手681の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字西名無木2073の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西名無木2073の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第570号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字西友枝1494の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1494の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第571号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市山本町豊田字前田444の1、444の3、字西丈比697、字西谷724の2、724の4、725、727、字中丈比740の1、740の3、740の5、743の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前田444の1（次の図に示す部分に限る。）、字西丈比697（次の図に示す部分に限る。）、字西谷724の2・724の4・725（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字中丈比740の5、740の1・740の3・743の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第572号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字上峯尾9127の1から9127の4まで、9118の8・9126の1・9126の3・9126の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上峯尾9118の8、9126の1、9126の3、9126の4、9127の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第573号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市平字コギヶ浦481（次の図に示す部分に限る。）、字フシコハラ482（次の図

に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第574号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字峯尾1543、1544の1、1549、字芹ノ迫1581、1587の4、1587の12から1587の15まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第575号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町土窪字上大谷2888、2890の1、2930、2931、2932の1、2932の2、2950、2952の2、2889の1・2951の1・2953（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字中尾3100の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上大谷2932の1、2932の2、2888・2889の1・2890の1・2930・2931・2950・2951の1・2952の2・2953（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字中尾3100の1（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第576号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字猿喰1897の1、1897の2、1901の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿喰1897の2・1901の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第577号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字屋敷ノ上4378、字清水4393
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第578号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	512	みやま市瀬高町下庄792-1 みやま市交通安全協会 会長 瀬口勝一	みやま市瀬高町下庄792-1 みやま市瀬高公民館 事務室内	平成28年 5月31日
旧		みやま市瀬高町下庄792-1 みやま市交通安全協会 会長代理 大田黒誠之		

公 告

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成28年6月22日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年1月8日福岡県公報第3757号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	若干

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字吉原字八畝上522番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町別府西二丁目23番3-318号
丸山 智史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町下楠田字七田原936番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字橋406-6瀬萩アパート202号
中川原 正剛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免中央三丁目1162番2、1162番7から1162番17まで及び1163番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市大佐野一丁目6番30号
三角商事株式会社
代表取締役 三角 勝信

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス波多江店

- (2) 所在地 糸島市波多江駅北四丁目684番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 歩行者の通行の利便の確保等
- 前面道路は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第9号に規定する特定道路の指定がされているため、構造等について、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を確認すること。
- (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- 紙類資源のリサイクルなど、ごみの減量に努めること。
- (3) 防災・防犯対策への協力
- ア 洪水浸水想定区域（1.5m未満）のため、造成高に留意するなど、できるかぎりの浸水対策を講じるよう努めること。
- イ 福岡県安全・安心まちづくり条例を遵守すること。
- (4) 街並みづくり等への配慮等
- 糸島市開発行為等に関する指導規程を遵守すること。
- (5) その他
- ア 施工の際、道路を汚した場合は清掃すること。なお、道路を破損した場合は、道路管理者に届出をおこない、原状回復について指示を受けること。
- イ 道路に土砂が流出しないようにすること。
- ウ 道路に敷地内の雨水が直接流れないように対策を講じること。
- エ 上下水道の道路占用許可申請書を提出すること。
- オ オープンの際、道路上の電柱等に看板を設置しないこと。
- カ 道路及び道路敷を扱う場合は、道路施工承認申請を提出すること。
- キ 道路工事期間中、歩行者通行帯を確保し、夜間等の保安対策についても十分に行うこと。
- ク 工事車両の搬入経路及び時間について、地元と十分に協議を行うこと。
- ケ 線路付近の工事であるため、JRと協議すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン下大利店

(2) 所在地 大野城市下大利一丁目216-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年4月28日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社産交ミック福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区上牟田一丁目5番10号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
486円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年3月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞各5回）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
廣告社株式会社福岡支社
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通四丁目9番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
29,300,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日
平成28年4月26日

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、電気通信工事
- 2 競争入札の参加者の資格
次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）
- (4) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に記載されている建設業者

は、この資格審査の申請をする必要はない。)

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁7階)

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 平成28年度の「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)」

イ 平成26年10月1日から平成27年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内)

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

電気通信工事

1 工事名

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事

2 施工場所

福岡市博多区東公園7番7号福岡県庁 ほか205箇所

3 予定工期

平成28年度から平成30年度まで

4 工事概要

整備対象172箇所(195施設)

光回線設備整備工事 1式

地上無線設備整備工事 1式

衛星無線設備整備工事 1式

撤去34箇所

既存設備撤去工事 1式

5 入札を行う時期

平成28年度 第3・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

電話 092-643-3114

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

平成28年度車両燃料(ガソリン・軽油ローリー)単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成28年5月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

増田石油株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大手門三丁目4番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

50,232,870円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年4月12日

公告

善導寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
小屋松 久幸	久留米市善導寺町木塚1312番地3
原 満	久留米市善導寺町飯田1169番地1
吉田 正成	久留米市善導寺町与田775番地1
久間初 治	久留米市善導寺町与田598番地5
田中 一也	久留米市善導寺町木塚673番地

森光 博文	久留米市善導寺町木塚845番地
田中 秀則	久留米市善導寺町木塚1687番地2
森光 安廣	久留米市善導寺町木塚1938番地4

2 退任監事

氏名	住所
秋吉 亜希子	久留米市善導寺町与田13番地1
高尾 勝智	久留米市善導寺町木塚1184番地1

3 就任理事

氏名	住所
高尾 晃幸	久留米市善導寺町木塚968番地1
田中 信義	久留米市善導寺町木塚1496番地
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地3
良永 博子	久留米市善導寺町飯田329番地12
馬場 隆雄	久留米市善導寺町与田581番地
徳永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
田中 比呂士	久留米市善導寺町木塚726番地1
森光 健太	久留米市野中町1210番地2 ポーラスター野中町901号
中垣 金夫	久留米市善導寺町木塚1315番地

4 就任監事

氏名	住所
坂井 康孝	久留米市善導寺町与田532番地
田中 靖夫	久留米市善導寺町木塚672番地

公告

解散した清算法人上毛町唐原土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
高畑 廣視	築上郡上毛町大字下唐原1474番地2
城戸 晴紀	築上郡上毛町大字上唐原508番地1
東 一義	築上郡上毛町大字下唐原751番地2
上西 信一	築上郡上毛町大字百留276番地1
薬丸 忠夫	築上郡上毛町大字上唐原877番地
豊永 常雄	築上郡上毛町大字上唐原1957番地
榎垣 三彦	築上郡上毛町大字上唐原1950番地1
寺西 正	築上郡上毛町大字下唐原629番地
梶原 君徳	築上郡上毛町大字下唐原380番地

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

高尾川地下河川築造工事

2 工事場所

筑紫野市紫二丁目ほか

3 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
- (7) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

工事延長 L = 1,052.3m

泥土圧式シールド工（外径6.0m） L = 1,033.8m

発進立坑築造工（ニューマチックケーソン工） N = 1 式

防音施設工 N = 1 式

5 使用する主要な資機材

シールド機本体 1 機

コンクリートセグメント 約200個

鋼製セグメント 約2,300個

6 工期

平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成31年3月15日（金曜日）まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3521

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

(2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件

平成28年7月22日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

ク 構成員の出資比率が20%以上であること。

(3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件

平成28年7月22日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成26年10月1日から平成27年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。

イ 平成13年度以降に、元請として完成した次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすシールド工法（密閉型）による工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構成員としての場合のものに限る。）を有すること。ただし、次の(ア)から(ウ)までの要件は同一の工事で満たすこと。

(ア) 施工（セグメント）外径が4 m以上であること。

(イ) シールド形式が泥土圧式であること。

(ウ) R/Dが25以下の施工区間が含まれていること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成13年度以降に、元請として完成したシールド工法（密閉型）による工事に技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森

林土木」とするものに限る。))

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

エ 出資比率が最大であること。

(4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件

平成28年7月22日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成26年10月1日から平成27年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。

イ 平成13年度以降に、元請として完成したシールド工法(密閉型)による工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成13年度以降に、元請として完成したシールド工法による工事、河川構造物工事、道路構造物工事又は管渠推進工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士

b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件

平成28年7月22日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成26年10月1日から平成27年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。

イ 平成13年度以降に、元請として完成した河川構造物工事、道路構造物工事又は管渠推進工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成13年度以降に、元請として完成した工事に技術者(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士

b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。))

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注) 上記(3)ウ(ア)、(4)ウ(ア)及び(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあつては6か月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

平成28年7月8日（金曜日）から平成28年8月26日（金曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

平成28年7月11日（月曜日）から平成28年7月22日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、平成28年7月11日（月曜日）から平成28年7月22日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

平成28年9月26日（月曜日）午前8時30分から平成28年10月17日（月曜日）午前9時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成28年9月26日（月曜日）午前8時30分から平成28年10月17日（月曜日）午前9時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、平成28年9月26日（月曜日）午前8時30分から平成28年10月14日（金曜日）午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以

上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(10) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定

する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合
平成28年10月17日（月曜日）

(イ) 上記(1)オ又は(1)カの方法で、落札者を決定した場合
平成28年11月上旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、平成28年5月1日から平成29年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成28年7月25日（月曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

500円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)ウの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 調達手続の停止等
政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject matter of contract:
Takao River Underground Discharge Channel Construction Project.
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 22 July 2016.
- (3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 9:00 A.M. on 17 October 2016.
(Must be received by 9:00 A.M. on 17 October 2016 if submitted in person, or by 4:30 P.M. on 14 October 2016 by post) .
- (4) Contact:
Technical Survey and Inspection Division
Projects Planning Division
Department of Prefectural Land Development
Fukuoka Prefectural Government
7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577
TEL 092-643-3521
(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成28年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

82,678

福岡県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成28年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

616,737

福岡県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,482
北九州市小倉北区	49,696
北九州市小倉南区	57,538
北九州市若松区	23,003
北九州市八幡東区	19,398
北九州市八幡西区	69,531
北九州市戸畑区	16,282
福岡市東区	78,562
福岡市博多区	60,244
福岡市中央区	50,548
福岡市南区	68,356
福岡市城南区	33,239
福岡市早良区	57,054
福岡市西区	53,222
大牟田市	33,313
久留米市	81,645
直方市	15,750
飯塚市・嘉穂郡	39,315
田川市	13,426
柳川市	18,851
八女市・八女郡	23,609
筑後市	13,018
大川市・三潞郡	13,782
行橋市	19,646
中間市	12,129
小郡市・三井郡	19,807
筑紫野市	27,282
春日市	29,362

大野城市	26,084
宗像市	26,175
太宰府市	19,163
古賀市	15,601
福津市	16,314
うきは市	8,451
宮若市・鞍手郡	14,885
嘉麻市	11,236
朝倉市・朝倉郡	23,777
みやま市	10,923
糸島市	26,925
筑紫郡	12,897
糟屋郡	58,863
遠賀郡	26,032
田川郡	22,580
京都郡	15,399
築上郡・豊前市	16,584

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員

山下 芳郎

同

伊藤 龍峰

同

行正 晴實

同

岩元 一儀

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
波多江 誠一	福岡市南区筑紫丘二丁目5番13号
園田 優志	福岡市中央区西公園4番46-703号
黒田 高宏	福岡市中央区薬院四丁目2番24-505号
松尾 恭平	福岡市中央区高砂一丁目19番16-703号
森田 都子	福岡市西区姪浜駅南三丁目1番18-203号
稲吉 浩司	福岡市中央区天神三丁目7番17-701号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成28年7月8日から平成29年3月31日まで

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告（平成28年3月28日27監総第473号-2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

28社活第254号
平成28年5月26日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 伊藤正峰様
同 行正晴實様
同 縣善彦様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について(通知)

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部	前年度に引き続き、備品購入において、検収が適正に行われていなかった。	支出書類に独自の項目を追加したチェックリストを必ず添付し、財務担当者、副長、出納員によるチェックを徹底する。

28保総第345号
平成28年6月1日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 縣 善 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所	現金領収証の取扱いにおいて、不適正なものがあった。	現金領収証と需用品等出納簿との照合を定期的に行うとともに、現金領収に関するマニュアルを作成した上で、担当職員に対し研修を行い、適正処理が確保できるように努める。
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	物品の処分において、財務規則等関係法令に基づく手続きがなされないうまま、廃棄されていた。	今後は、物品の廃棄処分に関しては財務規則上の処分手続き等を職員に周知徹底させ、決裁ルート職員が規則、関係法令をしっかりと確認することとする。 なお、指摘を受けた物品については、総務事務センター調達班に事務手続きや方法を確認し、財務規則に基づき処分手続きを行うとともに、医療法に基づき届出を行った。
	生活保護費において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過大となっていた。	今後は確認票による履行確認を行い、誤認定防止を図る。 なお、認定誤りにより生じた過払い金については、生活保護法第63条に基づき返還処理を行った。

保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	生活保護費の返還において、生活保護法による費用徴収決定がないにもかかわらず、現金を受領していた。	迅速な費用徴収決定に努め、決定後納付書による返還を求めると、及びやむを得ず現金を受領する場合は、出納員とともに対応し、必ず県指定の現金領収証により処理すること等を職員に周知徹底した。
保健医療介護部 田川保健福祉 事務所	生活保護費において、高等学校就学費の認定手続きを行っておらず、支給不足となっていた。	今後は課長、係長が一覧表により認定漏れがないか確認、各担当は認定確認表をケース台帳に編綴し実績を記録するとともに、4月と11月の全ケース台帳回覧を徹底する。 なお、特別基準審査会を開催し、高等学校就学費を週及支給した。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて、増加している。 県外出張旅費において、不要な後泊を承認したため、支給過大となっていた。	未済の解消については、債権回収員や担当ケースワーカーとも連携し、適切な督促業務が行えるよう努める。 今後は、急な後泊についても、電話等での事前承認を得ることを徹底する。また、決裁権者（副所長）は、総務係長とともにその必要性を十分検証し、その内容を精査することで再発防止に努める。 なお、旅費の支給過大額は平成28年1月に返納した。
保健医療介護部	壁掛けエアコンの廃棄において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づき契約書も取り交わしていないかった。 生活保護費において、教材代及び夏季施設参加費の認定漏れにより、支給不足となっていた。	今後は、物品の廃棄にあたっては、決裁ルート職員が関係法令をしっかり確認するとともに、環境部門にも合議し、適正な処理に努める。 なお、廃棄を依頼した業者が排出事業者としてエアコンを適正に処理していたことを確認した。 今後は、教材代等の支給決裁時にチェック表を導入すること等によりチェック体制の強化を図る。 なお、支給不足分については追加で支給した。

<p>保健医療介護部</p>	<p>生活保護費において、小学校教育費等の支給開始日の誤りにより、支給過大となっていた。</p> <p>生活保護費において、住宅費の認定誤りにより、支給不足となっていた。</p> <p>生活保護費において、住宅費の認定誤りにより、支給過大となっていた。</p>	<p>今後は支給実績表により各担当・係長が確認を行い誤認定の防止を図る。</p> <p>なお、支給開始日の誤りにより生じた過払い金については、生活保護法第63条に基づき返還処理を行った。</p> <p>今後は住宅扶助基準の改正時は担当員が家賃額を全件入力し、課長、係長が全件確認する。</p> <p>なお、特別基準審査会を開催し、誤認定による支給不足額について、全額遡及支給した。</p> <p>今後は実際家賃額をもれなく入力し、一斉点検時に認定状況確認簿によりチェック機能の強化を図る。</p> <p>なお、住宅扶助費を正当額に変更し発生した過払い金については生活保護法第63条による返還処理を行った。</p>
----------------	--	--

28福総第 663号
平成28年6月21日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 行 正 晴 實 様
同 縣 善 彦 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	清掃業務に係る契約において、契約書に暴力団排除条項を明記していなかった。	契約書について、これまで担当者それぞれ作成していたものを見直し、その書式を統一した。また、暴力団排除条項について、最新の通知を把握し、適正な事務処理に努める。

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成28年3月28日27監総第473号-2）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員

山下 芳郎

同

伊藤 龍峰

同

行正 晴實

同

岩元 一儀

福岡公委発第298号
平成28年4月21日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号—2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
糸島警察署	運転免許証交付手数料及び運転者等講習手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。	領収証紙納付書を審査後、速やかに消印するとともに、その消印の確認を複数名でチェックすることを徹底し、再発防止に努める。

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育庁の66か所について実施した随時監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

27保総第1758号
平成28年2月29日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	印刷物の発注において、財務規則によらず、契約手続が適正に行われていないものがあった。	職員全員に対して周知徹底を行うとともに、事務分担の見直しにより、担当者、副任、出納員の役割を明確にすることで、複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

28福総第89号
平成28年5月20日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	<p>扶助費で支払ったタクシー借上料において、地方自治法施行令によらず、歳出の会計年度を誤っているものがあつた。</p>	<p>歳出年度区分について、財務規則での確認を徹底する。 また、支払いに係る進捗管理表を作成するとともに、会計事務チェックシートを用い、出納員によるチェックを徹底する。</p>
	<p>郵便切手等において、財務規則によらず、郵便切手等出納整理簿による管理が適正に行われていなかった。</p>	<p>郵便切手等出納整理簿は出納員が管理をし、郵便切手等の受け渡しは、出納員及び庶務担当からのみ行うことを徹底する。</p>

27 教財第831号
平成28年1月20日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 縣 善彦 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	物品購入において、財務規則によらず、必要書類の作成等がなされていないものがあった。	該当校において、購入向から支払いに至るまでの経緯を納入者を含む関係者で確認した上で、物品購入伺書等を財務規則に基づき整備した。 また、再発防止対策として、職員の財務会計に関する研修会への参加を促し、資質向上を図るとともに、学校全体としての書類の確認体制を確立・実行し、職員全体で財務規則の厳守を図る。
	短時間勤務の臨時職員の任用において、年次休暇の付与等が適正に行われていなかった。	該当校においては、職員が根拠となる規則・例規等をその都度正確に把握し、決裁においては、その根拠となる条文等を決裁文書に添付することと再発防止に努める。

監査公表第17号

平成28年4月18日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實

住民監査請求に係る監査結果

平成28年6月16日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人 (略)

(2) 提出年月日 平成28年4月18日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

ア 請求の趣旨について

福岡県知事は平成27年4月12日に執行した福岡県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）において「福岡県議会議員及び福岡県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」（平成7年福岡県条例第2号。以下「福岡県公費負担条例」という。）に基づき法定得票を得た候補者及びポスター作成業者に対して公費負担（選挙公営）を行っている。

しかし、これは、違法公金支出であり、以下のことを請求する。

(7) 福岡県知事は、「基準額」を超えて支払いを請求しその支払いを受けた各候補者及びポスター作成業者に対し、「基準額」を超えて支払いを受けた金額を返還するよう請求せよ。

※「基準額」とは、各選挙区毎に選挙運動用ポスターを各地区の掲示場数分作成した場合の各選挙区別の作成額の合計金額である。（掲示場数に応じて154,000円から185,000円の範囲となる。）

(4) 福岡県知事は、「基準額」の2倍を超える支払いを受けた各候補者及びポスター作成業者に対し、支払いを受けた日から(7)による返還が済むまで民法所定の年5分の割合による金額を支払うよう請求せよ。

(7) 福岡県知事は、自らの条例提案権に基づいて現行の「福岡県公費負担条例」を改正する条例案を提出せよ。

イ 請求の原因

「本件選挙」において、法定得票を得た131人の各候補者及びそのポスターの作成を請け負った業者は、共同して社会通念を超えた高額な金額で契約を行うなどとして、県に対し、適正なポスター作成の費用を超えた金額を違法に請求し受けとっている。したがって、福岡県は各候補者及びポスター作成業者に対する不当利得返還請求権を有している。しかし、この請求権を行使すべき福岡県知事は、その行使を怠っている。そこで、福岡県福岡市の住民である請求人は、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づき、福岡県知事に対し、各業者・各候補者への不当利得の返還請求権を行使するよう求めるものである。

ウ 本件選挙における選挙運動用ポスターの公費負担の実態

(7) 公費負担制度に基づき請求できるポスター代について

選挙運動用ポスターの公費負担制度の趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。一方で、その原資が県民の税金で賄われていることや地方自治法第2条第14項の趣旨「最少の費用で最大の効果の原則」に照らせば、地方の市場価格に基づいた「現に要した費用」しか請求できないのは当然であり、各候補者は支出の経済性・効率性に配慮すべきである。

(4) ポスター作成枚数について

福岡県公費負担条例第14条で定める公費負担するポスター作成枚数の限度は、「当該選挙が行われている区域のポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超えない範囲内」である。

しかし、各候補者は選挙管理委員会が設置したポスター掲示場の割り当てられた区画に1人1枚しか貼付できないこと、各候補者が各業者に依頼する選挙運動用ポスターは、紙の品質、インクの種類から本件選挙の選挙運動期間中（9日間）には十分耐えうるものであり、よほどのことがない限り張替えの必要がないこと、本件選挙は知事選挙・国政選挙のように個人演説会告示用ポスターを貼付することとは公職選挙法（昭和25年法律第100号）上認められていないことから、掲示場に2を乗じた枚数を作成する必要はない。

したがって、福岡県公費負担条例第14条の選挙運動用ポスターの作成枚数の限度の定めは公職選挙法第143条第15項に反する。

作成枚数の実態は、3人がポスター掲示場数×1.2の範囲内で作成している。多くの候補者・業者がポスター掲示場数以上にポスター作成枚数を多く申告するわけは、選挙運動用ポスターを作成する前に、候補者は政治活動として支持者の室内、自らの事務所を使う政治活動用ポスターを作成するものであり、それは選挙運動用ポスターのように掲示責任者・作成業者を明示する必要はないものである。これは本来公費負担の対象とならないものである。しかし、ほとんど選挙運動用ポスターと変わらぬ図柄・仕様であるので、選挙運動用ポスター作成を委託した同一の業者に委託するものである。この政治活動用ポスター（公費負担の対象とならない）をカウントしているものと思われる。

(7) 支払金額

福岡県公費負担条例に規定する作成単価の限度額も、国の算定式をそのまま使用し、「準じた」ことになっていない。作成単価は、ポスター掲示場数の増加に応じて逓減する算式となっており、特にポスター掲示場の少ない選挙において作成単価が実勢に比して高すぎることがないよう十分留意する必要があるとされている。本件選挙は衆議院議員選挙、参議院議員選挙に比べ選挙地域が小さくポスター掲示場の少ない選挙であり、この指摘が当てはまるため、作成単価の上限額を

定めた福岡県公費負担条例第13条も公職選挙法第143条第15項に反している。

以上のことから、選挙運動用ポスター作成の「作成枚数の限度」「作成単価の限度額」を定めた福岡県公費負担条例第13条・第14条はその効力を有しない。

(エ) 基準額

選挙運動用ポスターは、その使用目的や公職選挙法の制約から、ほぼ一定の様になる。ポスターは屋外で使用するため、紙質はユポ紙、インクは耐光インク、タック加工、4色刷り、サイズはA3判の仕様が通例である。

ポスターのデザイン料は通例5万円程度、国が示した写真撮影料は3万円である。この仕様でポスター掲示場数分の枚数ポスターを作成した場合に要する金額が「基準額」である。

(オ) 選挙運動用ポスター作成業者

本件選挙における「選挙運動用ポスター作成業者」は、99業者である。

監査委員には、そのうち「基準額」以内でポスターを作成した3業者に本件選挙における選挙運動用ポスター作成実態についてどう考えているか事情聴取をお願いしたい。(要望1) また、「基準額」を導く「価格表」を公表している1業者が公表額を幾分上回って契約している理由を聴取するようお願いしたい。(要望2) 複数の候補者から委託された業者のうち、その影響力が大きい業者(概ね3人以上)の候補者から受託している業者)について、ポスターの価格表の有無を調査し入手されるようお願いしたい。(要望3)

エ 総括

選挙運動用ポスターの公費負担制度の趣旨は、金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図ることにある。しかし、本件事業の実態は、福岡県総額で「70,430,839円」のお金のかかるものであり、支払額の多いのは議員報酬を受けている「現職県議会議員」である。候補者間の機会均等を図るものになっていない。

本件費用は県民の税金で賄われているため、「最少の費用で最大の効果」をあげることが「地方公共団体」には求められる。しかし、市場価格に基づく「最少の費用」で選挙運動用ポスターを作成しているものは法定得票数を得た候補者131人のうちわずか4人(3パーセント)である。この事業が「最少の費用で最大の効果」を發揮するように運用されているとはいえない。このことを確認するため、監査委員には、「基準額」と比べ、5倍以上の金額となるポスターと基準額以内のポスターの比較検証を行うよう要望する。(要望4)

返還を求めめる金額は総額「48,579,239円」であり、このお金は全く税金の無駄遣いである。悪の元凶は「選挙運動用ポスターの作成限度枚数・作成単価の限度額」を定めた福岡県公費負担条例である。よって上記2(1)ア(7)からの請求を福岡県知事に求めるものである。

(2) 事実証明書

ア 資料1：「地方選挙における選挙公営の拡大について」(選挙時報第42巻第5号)

イ 資料2：西日本新聞社説(2011.8.2)

- ウ 資料2の(2)：西日本新聞(2011.4.16)選挙ポスター製作費水増し「氷山の一角だ」オンブズ指摘請求限度高すぎ
- エ 資料3：「選挙ポスター」(C社 インターネット掲示)
- オ 資料4：「選挙ポスター」(デザインバック)(C社 インターネット掲示)

第2 監査委員の除斥

監査委員縣善彦は、本件監査請求について直接の利害関係があるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

第3 請求の要件審査

本請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年4月18日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件選挙における選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関及び監査対象所属

福岡県知事及び福岡県選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)を監査対象機関とし、企画・地域振興部市町村支援課(以下「市町村支援課」という。)を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月23日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

陳述は、概ね第1の2(1)の請求の概要のとおりであり、請求人から新たな証拠が提出され、その内容に関する陳述の概要は以下のとおりであった。

(1) 新たな証拠

ア 資料5：ポスター作成業者が作成する印刷物実例(ポスター、パンフレット、名刺)

イ 資料6：資料5の請求書

ウ 資料7：「不正の構造」西日本新聞記事

エ 資料8：選挙用ポスター作成費公費負担額上限額引き下げを求めめる要望書(東三河オンブズマン議員ネット)

(2) 陳述の概要

政治活動用ポスター(上記ア資料5)と選挙運動用ポスターとを比べてみるとデザインなどはほぼ変わらない。政治活動用ポスターは告示前に候補者が支持者の家や事

務所に貼るものであるが、これは公費負担の対象ではない。選挙運動用ポスターは選挙管理委員会がチェックしている。候補者はパンフレットや名刺も政治活動のために作成するが、写真や図柄はポスターもパンフレットも名刺も通常同じである。選挙運動用ポスターの作成額については、請求書（上記イ資料6）に示すように350枚で136,500円の額で作成が可能である。350枚はポスター掲示場数の2割増しとなり幾分余裕を見込んだ枚数である。政治活動用のパンフレットと名刺の作成額については請求書（上記イ資料6）に示すように229,688円となっている。ほとんどの候補者は、この公費負担の対象となる136,500円と対象にはならない229,688円を全部まとめて公費負担対象額として請求している。選挙管理委員会の様式には請求書を付けることにはなっていないので、水増し請求が可能となっている。これは福津市の状況と同様で、本件選挙でも同じことが起きている。

監査委員には行政監査によりこの公費負担の事業が正しく運営されているかどうか、お金のかからない選挙の実現や候補者の機会均等が実現されているかどうか調査して欲しい。福岡県では総額7千万円もかかっている。個々の支払いも市場価格から算定した「基準額」の2倍以上の額の候補者が全体（131人）の7割を占めている。選挙管理委員会がチェックしていない。また、公費負担を受けている人の6割が議員報酬を受けている人である。結構お金をもらっている人が公費負担を受けていてその点は何とかして欲しい。地方自治法第2条第14項の「最少の費用で最大の効果」を挙げる規定に沿ったものになっていない。税金の無駄使いを是正するような監査を行うよう求める。

一番問題なのは福岡県公費負担条例がポスター作成枚数の上限を掲示場の2倍にしていることで、国の基準をそのまま使って2倍にしていることである。国の場合は公職選挙法上ポスターを2種類作れることになっており、個人演説会告知用のポスターを作成して掲示場に貼れることになっている。県知事も同様に2種類作れるようになっているが、県議会議員については1種類しか作れない。それなのになぜ2種類分の枚数が認められているのか。張替えを認めるためと説明しているが、2倍にする根拠が全くない。また条例の算定式について510円48銭×掲示場の数+301,875円、これが上限単価を出す規定である。これも全く国と同じものを使っている。1種類のポスターしか作成できないのに2種類のポスター作成の場合の上限額の算定式を使っている。本来はこれの半分の単価しかないはずである。したがって公費負担条例を改正しないとこの矛盾は次の選挙まで引きずってしまう。実のある監査をしていただきたい。

4 監査対象機関の陳述

平成28年5月23日に企画・地域振興部市町村支援課長(兼)福岡県選挙管理委員会書記長から陳述を受けた。その際、請求人の立会いを認めた。陳述の概要は以下のとおりであった。

(1) 選挙公営制度の概要について

選挙公営制度は、資力の乏しい者にも立候補の機会を実質的に保障し、資力の差に